注）赤字取り消し線部分が削除箇所、赤斜字が追加箇所

日吉台学区自治連合会会則（変更部分抜粋）

（入　会）

第７条　第３条で定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとするものは、~~別に定める入会申込書を会長に提出するものとする~~*各自治会長経由で、会長に書面または口頭で申し込むものとする。*

（退会等）

第８条　会員が次の各号の１に該当した場合には、退会したものとする。

（１）　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）　*本人より、*~~別に定める退会届が会長に提出された場合~~*各自治会長を経由して会長に書面または口頭で退会を申し込んだ場合。*

（３）　第６条で定める会費及び別に定める事業分担金等を１年以上支払わなかった時。

（役員の種別）

第９条　本会に、次の役員を置く。

会長	１名	*環境衛生担当*	*１名*
副会長	~~３~~ *１*名	*行事担当*	*２名*
事務局長	１名	理事	若干名
事務局次長	*１名*	監事	２名
会計	１名		

２　会長、副会長、事務局長、事務局次長からなる執行部を置き、必要に応じて他の役員を含め、役員会の議決を要しない本会の日常的な業務運営を行う。

（役員の職務）

第１１条　会長は、本会を代表し会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、~~会長があらかじめ指名した順序によって、~~その職務を代行する。

３　事務局長は、~~本会の会議議事録を作成するほか、本会の議事録の作成、広報その他一般の事務を処理する。~~　*事務局を統括し次に掲げる業務を行う。　事務局次長は事務局長を補佐する。*

（１）　本会の議事録の作成、広報その他一般の事務を処理すること。

（２）　必要に応じて事務局員を置き、業務の指示を行う。　事務局員の選任については第２６条３号に規定する。

４　会計は、本会の会計事務を処理する。

５　環境衛生担当は地域の環境衛生に関する業務を行う。

６　行事担当は本会主催行事に関する業務および関係団体に関する業務を行う。

７　理事は、本会の職務を分担し、事業運営に参画する。

８　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）　本会の会計及び資産の状況を監査すること

（２）　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること

（３）　会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（４）　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる

（役員の任期）

第１２条　役員の任期は、１年とする。

２　再任を妨げないが会長の任期は継続して~~３~~ *５*年を超えることはできない。

3　　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。
4　　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

（総会の開催）
第１６条　　通常総会は、毎年度決算終了後１ヶ月以内に開催する。
2　　臨時総会は、次の各号の１に該当する場合に開催する。
（１）　会長が必要を認めたとき
（２）　全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
（３）　各自治会から請求があって役員会の議決を経たとき
（４）　第１１条~~6~~ *8*項４号の規定により監事から請求があったとき

（役員会の構成）
第２５条　　役員会は、役員をもって構成するが、監事は表決権を有しない。
2　　*会員は、役員会に傍聴人として出席することができるが発言権はない。*

（役員会の権能）
第２６条　　役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　事務局員の選任に関する事項
（４）　その他本会の目的達成のための会務の執行に関すること

第８章　~~定例~~*連絡*協議会

（~~定例~~*連絡*協議会）
第３２条　　本会の日常運営事項等について協議調整を行うため、役員、部会長、特別委員会の委員長、関係団体及び関係機関の役員又は責任者等により、~~定例~~*連絡*協議会を開催する。
2　　~~定例~~*連絡*協議会は、~~月１回開催するのを通例とし、~~会長が召集する。
3　　会員は、~~定例~~*連絡*協議会及び~~役員会に~~傍聴人として出席することができるが発言権はない。

付則
1　　*令和　　年　月　　日一部を改正し、施行する。*

日吉台学区自治連合会役員選任規程（変更部分抜粋）

この役員選任規程は日吉台学区自治連合会会則第 10 条に基づき、自治連合会（以下「連合会」という。）役員の選任に関する手続きについて定める。

1　役員候補者は次に掲げるものとする。
（１）　役員会で選任した会長および事務局長候補で、単位自治会（以下「自治会」という。）の会長または連合会担当役員として選ばれたもの
（２）　*（１）項の候補者以外の、各自治会*~~単位自治会（以下「自治会」という。）~~の会長および連合会担当役員１名
（３）　役員会の推薦を受けた自治会員（若干名）
尚、候補者人選にあたっては複数年度の継続従事が可能であるように配慮されることが望ましい。